

■ 岩内消費生活相談センター条例（素案）

地域住民の消費生活の安定と向上を図るため、共和町、泊村、神恵内村、寿都町、島牧村、岩内町の6町村は協定を結び、各町村の住民を対象として相談業務を実施しています。

この度の条例は、国が定める参酌基準（参考資料2～3ページ 内閣府令第7条～第8条）を参考にしつつ、相談業務を従来どおり実施することとして制定します。

① 条例の趣旨

この条例は、消費者安全法（以下、「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下、センターという。）の組織や運営に関する事、情報の安全管理に関する事について定めるものです。

② 設置等

センターの名称及び住所については、従来どおりの「岩内消費生活相談センター」「岩内町字高台6番地」とします。

センターで行う法第8条第2項第1号及び第2号の事務の開設時間、休業日は、別途規則で下記のとおり（従来と同じ）に定める予定です。

開設時間： 月曜日 午前9時～午後3時
火曜日～金曜日 午前9時～正午
休業日： 岩内町の休日に関する条例に規定する休日
（国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月31日から翌年の1月5日まで）

参酌基準では、センターの名称、住所、消費生活相談の事務を行う日及び時間について、設置及び変更があった場合は公示するとされていますが、今般、本条例や規則で定めるため、改めて規定しないこととします。

消費生活相談等の事務の実施（法第8条第2項）参考資料1ページ
参酌基準（内閣府令第8条第1号） 参考資料3ページ

③ 職員

参酌基準では、センター長及び必要な職員を置くこととされていますが、センターで行う相談業務とこれに係る事務の内容、処理量を鑑み、必置制とせず、必要に応じて置くことができることとします。

参酌基準（内閣府令第8条第2号） 参考資料3ページ

④ 消費生活相談員の配置と人材確保

センターには、消費生活相談員（以下、相談員）を置き、任期を1年とします。参酌基準では、相談員の要件は有資格者とされていますが、地域において確保することが困難であるため、法の定めにあるとおり、有資格者又は同等以上の専門的な知識等を有すると認められる者を配置することとし、本条例では特に規定しません。

また、専門的な知識等を体得していることに配慮し、相談員の応募要件に任用回数や年数による制限を設けないこととします。

さらに相談員の専門性を考慮して、適切な処遇の確保を行うこととします。

参酌基準（内閣府令第8条第2号） 参考資料3ページ
消費生活相談員の要件（法第10条の3） 参考資料2ページ
地方消費者行政ガイドライン（消費生活相談員の「雇い止め」の見直し）
参考資料5～6ページ

⑤ 研修機会の確保

消費生活等に従事する職員及び相談員に対し、その資質の向上のための研修機会を確保することとします。

地方消費者行政ガイドライン（研修機会の確保） 参考資料6ページ

⑥ 情報の安全管理

消費生活相談等の事務で得られた情報の漏洩、毀損の防止など当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとします。

地方消費者行政ガイドライン（情報の安全管理） 参考資料6～7ページ

この条例の施行期日は、平成28年4月1日を予定しています。